

令和8年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
1	株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番2号	<p>当該業者は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、事実と異なる説明を所轄の労働基準監督署に行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及びその使用人2名が鰹沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和8年4月22日から 令和8年5月21日まで (1月間)</p>	